

# 今後の学校施設のバリアフリー化の推進に関する取組について(案)

①学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

②公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標案  
(令和8年度～12年度)

③既存施設等におけるバリアフリー化の促進のための新たな取組

- 学校施設のバリアフリー化の整備方針・計画の策定促進
- 当事者参画の推進
- 学校施設のバリアフリー化ガイドブック(仮称)
- 学校施設バリアフリー化プラットフォーム(仮称)
- 学校施設のバリアフリー化推進に関する周知動画

# ①学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

# 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

○直近のバリアフリー基準の見直しや障害当事者団体からのヒアリング、直近の学校整備の整備事例等から整理した学校整備に当たってのバリアフリー化のポイントや留意点などを、推進指針に反映

## <改訂の主なポイント>

(総論・基本的な考え方)

○バリアフリー化に関する意義や考え方、バリアフリー化を行う対象等についての記載の充実

- ・バリアフリー化は、全ての子供たちの学びの保障に関わることを追記
- ・障害の有無に関係なく、一緒に学び、生活し、どの児童生徒等にとってもウェルビーイングを確保するといった観点から、バリアフリーに対する認識を捉えなおすことについて追記
- ・バリアフリー基準の改正による規定の充実等の状況について追記
- ・物理的な障壁だけでなく、五感に関するものや情報アクセスなど、あらゆるものが障壁になる可能性があることを考慮しながら、バリアフリー化を検討することを追記
- ・水害発生時の垂直避難への対応の重要性や避難所整備やまちづくりと連携したバリアフリー化の推進について追記

○当事者参画に関する記載の充実

- ・当事者参画の重要性や、当事者参画を通じたバリアフリー化の質の向上や心のバリアフリーの推進の取組につなげていくことについて追記

○整備計画の策定、計画的な整備に関する記載の充実

- ・配慮が必要な児童生徒等にとってのエレベーター整備の重要性や配慮を要する児童生徒等の入学に関する情報を早期に把握しつつ、児童生徒の就学期間を見据えたうえで、バリアフリー化を行うことの重要性について追記
- ・施設の運営・管理、人的支援等のソフト面との連携の充実について追記

# 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

(学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点)

○標準化されたバリアフリー整備や災害時を想定した対応等について記載を充実

- ・標準化されたバリアフリー整備や災害時を想定した観点、児童生徒等の安全に係る観点について、記載の位置づけを引き上げ  
(階段上下端部への視覚障害者誘導用(点状)ブロックの敷設などについて、標準的に備えるものとして位置づけを見直し等)
- ・災害時の避難の冗長性の担保の観点から、避難経路を複数確保することについて追記
- ・避難所として利用される際の災害時用トイレの設置の計画等について追記

○各障害種への対応に関する記載を充実

- ・車いす利用者への対応の観点について追記
  - 車いす利用者便房の各階への設置、オムツ交換台導入の際の大型ベッドの設置の対応
  - 屋外運動場の表層の仕様について、車いす利用者等の移動のしやすさ等も勘案して計画
  - 屋内運動場のステージ等の昇降への対応、階段教室における車いす利用者用のスペースの確保 等
- ・視覚障害者への対応の観点について追記
  - 弱視者に対応した案内表示の留意点 等
- ・聴覚障害者への対応の観点について追記
  - 難聴者に対する反響等による聴こえづらさの低減、改善等
  - カメラ付インターホン・デジタル無線方式の補聴援助システム・屋内運動場等での文字表示装置 等

○発達障害等への対応の観点について追記

- 落ち着きを取り戻すことができるカームダウンスペース等の設置やオープン型の教室における空間を区切れる工夫
- 自分の位置が把握しやすくなるよう色などによる案内表示の工夫 等

②公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する  
整備目標案(令和8年度～12年度)

# 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標案

- 整備目標を設定した令和2年からの一定程度、バリアフリー化が進んできているところであるが、令和7年度末までの整備目標の達成に向けて、進捗は十分ではない状況(現状の進捗状況では少なくとも10年以上の期間が必要)
- 令和8年度以降も取組が必要であり、現行の整備目標の一刻も早い達成に向けて取り組んでいくことが必要。  
※バリアフリー法に基づく基本方針においても、次期計画期間中(令和8～12年度)の整備目標の検討が進んでおり、学校施設の整備目標についても設定が必要な状況
- 加えて、計画的な整備を促す取組や、整備の質の向上を図っていく取組も必要であり、整備目標と合わせて取組を推進していくことが必要。

## 現行の整備目標(令和3～7年度末)

整備目標	
バリアフリースイッチ	避難所に指定されているすべての学校に整備※ [校舎] (R7見込み) 77.1% [屋内運動場] (R7見込み) 51.3% ※約97%に相当
段差解消	門から建物の前まで 全ての学校に整備 [校舎] (R7見込み) 85.6% [屋内運動場] (R7見込み) 81.6%
	昇降口・玄関等から教室等まで 全ての学校に整備 [校舎] (R7見込み) 67.4% [屋内運動場] (R7見込み) 67.4%
エレベーター	要配慮児童生徒等が在籍するすべての学校に整備※ [校舎] (R7見込み) 32.9% [屋内運動場] (R7見込み) 72.4% ※校舎については、約43%に相当 屋内運動場については、約78%に相当

## 次期整備目標(令和8～12年度末)

- 現行整備目標の一刻も早い達成
- ※バリアフリー化の充実に向けた以下取組も促進
  - ・バリアフリー法施行令の改正を踏まえて、トイレについては、新築・改築時等のもとより、長寿命化改修等の大規模改修時にも各階への車いす使用者用トイレを設置
  - ・段差解消について、災害時の避難経路を複数確保
  - ・エレベーターについて、配慮が必要な児童生徒の入学等の見込みを早期に把握し、優先的に整備

## 取組目標(新規)

- 整備計画の策定に関する取組目標を新たに設定  
令和12年度末までに原則すべての学校設置者においてバリアフリー化に関する整備計画・方針を策定
- 当事者参画に関する取組目標を新たに設定  
令和12年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画を実施

③既存施設等におけるバリアフリー化の促進のための  
新たな取組

## 学校施設のバリアフリー化の整備方針・計画の策定促進

- 令和6年度時点で、バリアフリー化に関する整備計画を策定している学校設置者は約3割であり、策定が進んでいない状況
- 一方で、計画的にバリアフリー化を進めるために、整備方針や計画を策定することなどにより、整備の見通しを持つことが必要があり、整備方針等の策定についても目標設定し、学校設置者の取組を推進
- これに併せて、実効性のある整備方針等が策定されるよう、計画的にバリアフリー化を進めている学校設置者における取組事例を収集・整理し、そのポイント等について周知を図り、各学校設置者の取組を支援することが必要

### <整備方針・計画の策定に必要な要素の整理>

- ・域内の学校施設のバリアフリー化の状況
- ・域内の学校施設のバリアフリー化の進め方
  - 必要なバリアフリー化の内容
  - 実施方法と実施時期
- ・[段階的な整備を行う場合]各段階で達成するバリアフリー化の水準・目標やその方法、優先順位の考え方 等
- ・要配慮児童生徒等の事前把握と入学時の対応方針(入学に関する情報の把握方法やエレベーター等の優先的な整備に関すること等)

### <効果的・効率的な整備方針・計画の策定促進の取組>

- ・域内学校の効率的・効果的なバリアフリー化の方法整理(実践例の紹介など)
- ・インフラ長寿命化計画の個別施設計画への適切なバリアフリー化整備の反映
  - ※現在、ほぼすべての公立学校の学校設置者が計画を策定しており、現在、個別施設計画の更新を呼び掛けているところ
- ・個別施設計画の更新にあわせて、当事者参画を行いながら、関係者間での相互理解・合意形成を図り、バリアフリー化に関する内容を盛り込むよう促進

# バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（1）

【文部科学省の整備目標を踏まえ、令和7年度までのバリアフリー化を目指している事例】

（埼玉県戸田市）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)  
全18校

	バリアフリー ートイレ	段差解消 (敷地)	段差解消 (建物内)	エレベータ ー
校舎	83% (100%)	22%※1 (100%)	22%※1 (100%)	78% (89%)※2
屋内運動場	78% (100%)	50% (94%)※3	39% (100%)	94% (94%)※2

※1 設計事務所による現地調査を経て、精緻に把握した数値

※2 国が目標としている要配慮児童生徒等が在籍する学校については100%

※3 数年後に改築予定の1校(6%)についても、屋内運動場入口のスロープを改修するなど特に主要な動線を精査した整備を行い、全校でバリアフリー環境整備を図っている。

## ➡ 令和7年度までに、整備ができるよう事業を計画

- 文部科学省が目標としている令和7年度という期限を意識し、令和7年度までにスピーディーに工事を実現できるよう整備内容を精査し、令和4年度中にバリアフリー化の方針を固め予算化を行った。
- エレベーターのない学校については、令和7年度末までに可能な限り整備を進めるため、比較的速やかに整備可能な斜行型段差解消機を設置することとした。エレベーターについては、今後増改築を進める中で、整備していくことを考えている。
- 昨今の人手不足や資材調達に時間を要する社会情勢を踏まえ、入札不調となるおそれもあることを考慮して、工事の組み合わせを工夫した。

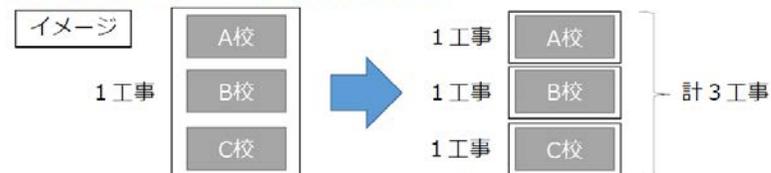
## 事業スケジュール

R2	R3	R4	R5	R6	R7
R2.12 国の目標 設定		バリアフリー化の方針を固め 予算化	設計業務 委託	工事 令和7年度までに 一定水準へ整備する ことを目指す	

## 工事の組み合わせ工夫

### ○工事の組み合わせの工夫

- 単純な事務効率のみで考えると、複数校をまとめて1工事とする<sup>ことも考えられるところ…</sup>
- 受注機会の拡大を図り、入札不調のリスクを低減するため、**基本的に1～2校＝1工事として発注**



## 工事と補助金のスケジュール



# バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（2）

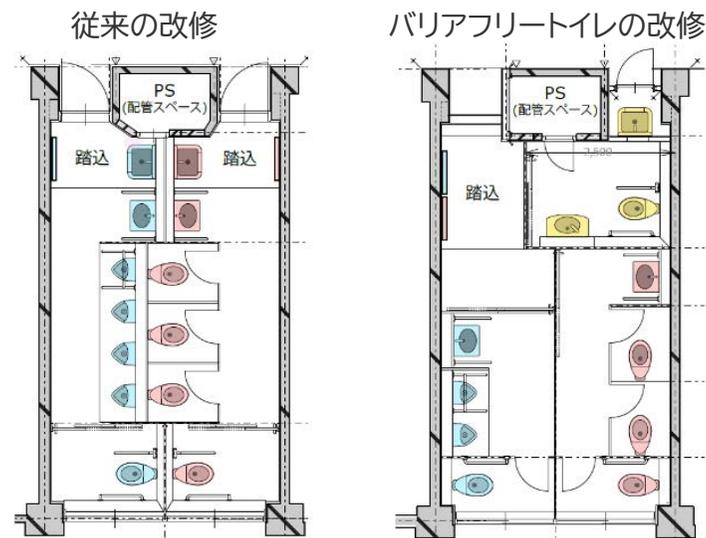
## 【着実にバリアフリー化を進めている事例】 （兵庫県神戸市）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)  
全249校

	バリアフリー トイレ	段差解消 (敷地)	段差解消 (建物内)	エレベータ ー
校舎	80% (96%)	94% (95%)	86% (86%)	76% (77%)
屋内運動場	72% (89%)	95% (96%)	86% (87%)	84% (84%)

- ・バリアフリートイレについては、校舎及び屋内運動場に1カ所ずつ整備することを目標とし、長寿命化・大規模改修やトイレ改修に合わせて整備を行っている。屋内運動場への整備が困難な場合は、校舎からのバリアフリー経路を確保することとしている。
- ・段差解消については、長寿命化・大規模改修や段差解消整備で実施している。
- ・エレベーターは要配慮児童生徒等の入学する学校、また未整備の学校に整備している(年3～4校)。要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備済。
- ・要配慮児童生徒等の個別の状況を踏まえ、特別支援改修を実施。
  - 肢体不自由児童の移動経路となる屋外通路について、当該児童や保護者立ち合いのもと検討し、舗装・手すり等を設置
  - 紫外線を長時間浴びると体調不良を起こすため、当該児童が利用する教室やその動線などの窓に紫外線防止フィルムを施工
  - 大型電動車いすを利用する肢体不自由児童がバリアフリートイレを利用するにあたり、保護者や介助者の意見を聞き、介助しやすい配置に改修 等

バリアフリートイレ整備例

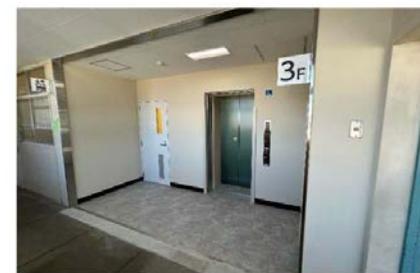


エレベーター整備の事例

改修前



改修後



## バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（3）

### 【エレベーター整備を計画的に進めた事例】 【避難所整備の観点からトイレ整備を進めた事例】 (大阪府豊中市)

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)  
全55校

	バリアフリー トイレ	段差解消 (敷地)	段差解消 (建物内)	エレベーター
校舎	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	91% (98%)
屋内運動場	55% (93%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)

- 平成7年から既存施設へのエレベーター設置を進め、令和7年度中に、設置が概ね完了する予定(域内の学校55校)
  - 大規模改修等に併せたエレベーターの設置では各学校の設置に時間かかるため、エレベーター単独で整備を実施
  - 要配慮児童生徒等の在籍や入学予定のある学校を優先的に整備しながら、年に1~2校ずつ設置
  - 長寿命化計画にバリアフリー整備も位置づけ、計画策定後は、整備のペースを上げて整備
- トイレについては、各学校への設置が一刻も早く進むよう、一系統(管が繋がっている一階から上層階まで)を先行して、バリアフリートイレの設置、トイレの洋式化を実施
- 屋内運動場のトイレについては、令和6年度時点で未整備の学校が20校ほどとなっていたが、避難所整備の観点から、緊急防災・減災事業債を活用して、令和7年度末までに整備を行う予定

### 【ソフト・ハード両面から段階的にバリアフリー化の充実を図っている事例】 (滋賀県草津市)

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)  
全20校

	バリアフリー トイレ	段差解消 (敷地)	段差解消 (建物内)	エレベーター
校舎	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)
屋内運動場	100% (100%)	75% (75%)	95% (95%)	95% (95%)

- 草津市教育振興計画において、インクルーシブ教育の充実を掲げ、十分に教育を受けられるための合理的配慮を充実させ、すべてのこどもの多様性を受け入れる環境整備を推進
- 平成15年の小学校の新設の際にエレベーターを設置。その後、既存小中学校についてもエレベーター設置を進め、平成28年には、全ての小中学校にエレベーターを設置(校舎の増築や大規模改修時等に併せて設置)
- 配慮が必要な児童生徒の入学予定の把握については、学区内にいる3~5歳児の情報を把握し、配慮が必要な児童がいれば入学の1年前からは、どのような支援が必要か調整を始めている(幼稚園・保育園と学校間で情報共有し、教育委員会に必要な人員等を要求)
  - ※滋賀県独自の制度として、特別な教育的支援が必要な児童2名に対して、インクルーシブサポーターを学校に1名配置。また、市独自の制度として、合理的配慮支援員を各校1名配置。
- 特別支援学校への就学と判定された児童であっても、希望すれば、地域の学校で受け入れる方針。受け入れに当たっては、合理的配慮の範囲で、バリアフリー化を実施(就学中も保護者等からの要望を聞きながら、可能な範囲で随時環境整備を実施)
- スロープ、トイレについても、全ての小中学校で設置

# バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（4）

## 【配慮が必要な児童生徒を早期に把握し、バリアフリー化を進めている事例】

（愛知県豊田市）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)

全103校

	バリアフリートイレ	段差解消(敷地)	段差解消(建物内)	エレベーター
校舎	77% (78%)	100% (100%)	71% (73%)	68% (70%)
屋内運動場	71% (72%)	100% (100%)	70% (72%)	97% (98%)

- ・配慮が必要な児童生徒の入学の予定を早期に把握し、計画的に整備を実施
- ・要配慮児童生徒の把握の方法としては、小学校の入学については、保育部局や福祉部局と連携をして、毎年、幼稚園・こども園・こども発達センターに対して、該当する児童がいないかどうかを照会、中学校については、小学校にヒアリングをして早期に把握
- ・特別支援教育連携協議会※（年2回開催）において、障害児童生徒の情報の共有を行っている。その他、こども発達センターの会合に参加して、障害のある児童の情報を入手したり、就学支援委員会（年3回）において、障害児童生徒の情報を報告  
※教育、福祉、医療、労働等の関係部局の連携協力を円滑にするためのネットワーク
- ・整備に当たっては、対象校の検討で1年、設計で1年、工事で1年で、トータルで3年かかることを見越して、入学に係る情報を把握し、整備を計画
- ・転入等で急に対応が必要な場合、できる範囲での改修(段差の解消など)や特別支援教育支援員(学級運営補助指導員)の配置などを特別支援教育アドバイザーと学校の間でやり取りしながら、配慮が必要な児童生徒の受け入れをハード・ソフト一体で対応

## 【長寿命化計画等にバリアフリー化を位置付けて、整備を進めている事例】

（東京都町田市）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)

全62校

	バリアフリートイレ	段差解消(敷地)	段差解消(建物内)	エレベーター
校舎	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	37%※ (48%)
屋内運動場	66% (66%)	100% (100%)	100% (100%)	76% (76%)

※令和7年度末には、48%となる予定(7校整備予定)

- ・全国に先駆けて、昭和49年にバリアフリー化に関する建築物等の整備基準を策定
- ・学校施設については、新設される学校はもとより、既存施設についても大規模改修や増築等の際に、バリアフリー整備を実施
- ・全ての小中学校にバリアフリートイレ、スロープ、視覚障害者用の誘導用のブロックを設置
- ・エレベーターの整備については、インフラ長寿命化の個別施設計画に具体的整備スケジュールを示し、設置を推進
- ・バリアフリー基本構想に指定避難場所等に指定されている学校を生活関連施設として位置づけ、まちづくりの観点からも整備を推進している

町田市立学校個別施設計画におけるバリアフリー化工事の記載

### (6) バリアフリー化

【工事内容】：児童・生徒、教職員、来校者を含む要配慮者への対応としてエレベータを設置する工事

表8. バリアフリー化工事の計画表

設置年度	対象校	備考
2023-24年度	町二中、南大谷中、鶴二中、真光寺中	完了(2024年度)
2024-25年度	成瀬台中	工事中
2025-26年度	木曾中、小山田中	
2026年度以降	上記中学校の工事完了後、順次小学校の検討着手	

※建替え、長寿命化改修、リニューアル工事を行う学校にはエレベータを設置

# バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（5）

## 【各年度の具体目標を設定し、バリアフリー化を進めている事例】

（千葉県千葉市）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定) 全161校

	バリアフリー トイレ	段差解消 (敷地)	段差解消 (建物内)	エレベータ ー
校舎	97% (100%)	96% (97%)	81% (84%)	57% (64%)
屋内運動場	30% (41%)	96% (96%)	82% (82%)	96% (96%)

- ・市の今後の教育行政の指針となる「第3次千葉市学校教育推進計画」は、6つの「柱」、21の「施策の方針」で構成され、施策方針ごとに「成果指標」及び個別具体の事業からなる「アクションプラン」を定めている。
- ・施策方針の一つである「充実した教育施設・設備」のアクションプランとして、バリアフリー環境整備を設定し、バリアフリー化の推進を図っている。

### 第3次千葉市学校教育推進計画におけるバリアフリー環境整備のアクションプラン

No.63 バリアフリー環境整備 28

障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境を整備します。

現在	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	中間目標 令和9年度
○エレベーター設置校数					
小：54校 中：32校 高：1校 特：3校	→				小：74校 中：37校 高：2校 特：3校
○スロープ設置校数（校舎及び屋内運動場）					
小：81校 中：40校 高：1校 特：3校	→			小：108校 中：54校 高：2校 特：3校	
○多機能トイレ整備校数					
小：104校 中：50校 高：2校 特：3校	小：106校 中：51校 高：2校 特：3校	小：108校 中：54校 高：2校 特：3校			

## 【バリアフリー基本構想の生活関連施設に学校を位置付けて、整備を進めている事例】

（東京都台東区）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定) 全26校

	バリアフリー トイレ	段差解消 (敷地)	段差解消 (建物内)	エレベータ ー
校舎	85% (85%)	96% (96%)	81% (81%)	77% (81%)
屋内運動場	85% (85%)	96% (96%)	81% (81%)	100% (100%)

- ・バリアフリー法に基づき市町村が作成する基本構想において、生活関連施設として区立小中学校を位置づけ、個別の学校ごとに、施設の現状と今後の整備方針を定めている。

### 台東区バリアフリー基本構想における区立小学校の記載例

学-6：谷中小学校（事業主体：台東区教育委員会）

#### ●施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成2年度完成、以降現在まで大規模改修は行われていません。エレベーターは設置済みですが、運用上、給食運搬用としています。階段昇降が困難な方が来校された場合等の利用は柔軟に対応します。トイレ洋式化工事は、令和3年度に実施しました。車椅子使用者用トイレは設置済みです。  
完成後30年が経過するため、高額な費用を要す設備は、大規模改修時の設計に反映させていくこととし、当面は、学校関係者の要望を聞きながら、運用の改善や、対応可能な整備工事を検討していきます。

#### ●特定事業内容

項目	特定事業の主な内容	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	歩道から建築物入口まで連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。			■
通路（廊下）	段差がある箇所はスロープを設置するなどして段差を解消します。		■	
トイレ	オストメイト対応の設備を車椅子使用者用トイレまたは一般トイレに設置します。 洗浄ボタンやペーパーの配置を統一し、わかりやすく表記します。		継続	
駐車場	出入口に近い場所に障害者用駐車施設を設置し、わかりやすく表記します。		継続	
案内・情報提供	エレベーター・トイレなどに音声案内を設置します。			■
	筆談具を設置し、「筆談できます」ということを示す耳マークを掲示します。 コミュニケーションボードを設置します。		継続	

#### ●独自の取り組み

- ・「特別の教科 道徳」を要とした、学校の全教育活動における道徳教育において、「相互理解・寛容」や「社会正義」などについての大切さについて学びます。
- ・「学校2020レガシー」教育において、障害者スポーツに対する理解を深めます。

# バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（6）

高槻市バリアフリー基本構想より引用(令和4年3月)

【バリアフリー基本構想に教育委員会が参画し、取り組んでいる事例】

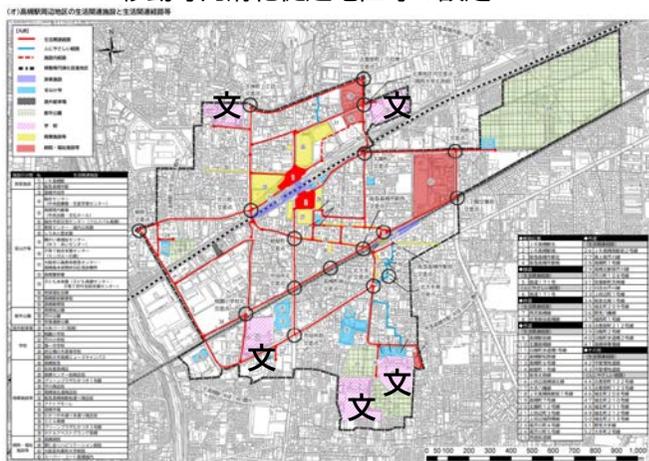
(大阪府高槻市)

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)  
全59校

	バリアフリートイレ	段差解消(敷地)	段差解消(建物内)	エレベーター
校舎	98% (98%)	100% (100%)	100% (100%)	44% (48%)
屋内運動場	98% (98%)	98% (98%)	100% (100%)	100% (100%)

- ・バリアフリー基本構想の改定等に当たって、教育委員会からも庁内検討組織の委員として参画。
- ・平成23年の基本構想策定時より学校を基本構想における生活関連施設に位置付けるとともに、特定事業として短期・中期・長期で必要な整備内容を各施設の状況を踏まえて個別に整理し、バリアフリー化を推進(バリアフリー情報についても個別表示)。  
※基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施が必要

移動等円滑化促進地区等の設定



建築物特定事業に位置付けられた学校の例

番号	第一中学校	所在地	城内町1-35	用途	公共学校		
23		整備内容		目標時期			
				短期	中期	長期	
		エレベーターの設置	○				
		トイレの改善(対応設備の表示)	○				
		トイレの改善(オストメイト対応設備)	○				
		案内設備の改善	○				
			施設標識の設置	○			
バリアフリー情報	バリアフリー経路			トイレ	駐車場	授乳室	
	道等→出入口	案内設備	エレベーター				
						-	-

番号	郡家小学校	所在地	郡家新町68-1	用途	公共学校		
11		整備内容		目標時期			
				短期	中期	長期	
		エレベーターの設置	済				
		施設標識の設置	済				
バリアフリー情報	バリアフリー経路			トイレ	駐車場	授乳室	
	道等→出入口	案内設備	エレベーター				
						-	-

番号	第二中学校	所在地	郡家本町52-1	用途	公共学校		
12		整備内容		目標時期			
				短期	中期	長期	
		エレベーターの設置	○				
		トイレの改善(対応設備の表示)	済				
		トイレの改善(オストメイト対応設備)	済				
		案内設備の改善	済				
			施設標識の設置	済			
バリアフリー情報	バリアフリー経路			トイレ	駐車場	授乳室	
	道等→出入口	案内設備	エレベーター				
						-	-

## 当事者参画の推進

- バリアフリー整備の質の向上を図っていくためには、当事者参画を推進していくことが必要。
- 国土交通省で開催している「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、「当事者参画について、公共交通機関や公共施設、まちづくり等、それぞれの特色にあった当事者参画の議論を進める必要がある。」と意見されており、学校施設に適した、当事者参画の方法等について整理をしていくことが必要。
- 学校設置者における当事者参画の実施を促しながら、その好事例を収集・整理し、その周知を図ることが必要。

### <当事者参画の実施に必要な事項、方法等>

- ・当事者参画の意義、効果
  - 当事者と学校設置者との間の相互理解(バリアフリーの必要性と整備に係る課題等)を深め、納得感のある質の高い整備につなげる
  - ハード面整備の観点だけでなく、ソフト的な観点からバリアフリー化への意識啓発にもつながる
- ・当事者参画のフェーズ、参画の方法
  - 新築・改築、大規模改修、バリアフリー改修時(トイレ洋式化その他の関連管工に併せてバリアフリー改修を行う場合も含む)、事後評価
  - 学校整備に関する委員会への参画、ワークショップ、アンケート・ヒアリング、説明会、パブリックコメント、現地確認・類似施設見学(他の整備案件への還元)
- ・当事者の人選
  - 子ども、保護者、教職員、地域の障害者・高齢者・妊産婦等
  - 多様なニーズを反映したり質の高い施設整備を進めるためには、施設の利用にあたって多くの制約を受ける障害者からのニーズを丁寧に吸い上げることができる人選を行うことが重要
- ・ファシリテーター、アドバイザーの活用
  - 当事者と事業者等の間に立って調整を行う(ハード・ソフトのバリアフリー化、障害者等の特性等に関する情報や技術を有した者(学識有識者、建築士、福祉分野の専門家等)を想定)
- ・自治体間の情報共有の場の提供

※「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」(令和7年5月国土交通省)を参照しながら、取組を推進

# 当事者参画の実践例（1）

## ①設計時における実践例

（岡山県岡山市）

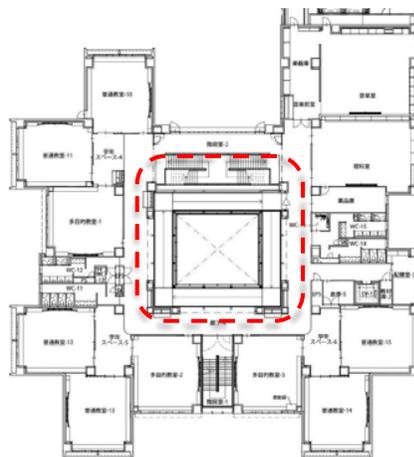
- ・不特定多数の人が利用する施設の整備にあたって、高齢者、障害者など誰もが使いやすいものにするために、利用する立場から設計支援委員の意見を聴き、設計に反映させる制度を運用。

<学校整備において付された意見と対応例>

設計支援委員からの意見	具体化の結果・状況
○ コミュニティハウスの身体障害者用駐車場の位置が一番奥ではなく、出入口に近いほうがよい。	→ ご指摘のとおり、身体障害者用駐車場の位置は、出入口に近い場所に変更します。
○ 和室の段差が、210mmとなっているが、中途半端な高さではないか。400mm～450mm程度あれば、車椅子での移乗がしやすい。	→ 地元と協議した結果、段差をなしにします。
○ 玄関脇のベンチの横に縦の手すりが欲しい。	→ ご指摘のとおり、縦の手すりを設置します。
○ 建物の中に入ってからの誘導ブロック、警告ブロックがない。各室の出入口などには警告ブロックが欲しい。	→ 検討した結果、現状の設計通りとします。ただし、地域での積極的な声かけ等ソフト面での対応を地元をお願いします。
○ オストメイト対応トイレの設置、ベビーシートからユニバーサルシートへの変更を前向きに検討して欲しい。	→ 検討した結果、現状の設計通りとします。
○ 正門から体育館入口までの誘導ブロックが欲しい。	→ 来訪者が最初に訪問する校舎棟1階の事務室までの誘導ブロックを設置しています。そこからは職員が案内します。
○ 体育館内の階段等に点字シールがあるのに、エレベータ操作盤前にはないので警告ブロックが欲しい。	→ ご指摘のとおりエレベータ操作盤前に警告ブロックを設置します。

（東京都国立市）

- ・実施設計の際に、障害者団体から意見を聴取し、障害の有無にかかわらず共に移動することを通じて相互の理解の一助とすること及び災害時の避難経路の確保の観点から、スロープを設置
- ・直近に整備した子育て支援施設における障害者団体との意見交換等を参考に、トイレや手洗い場を設計



児童が日常的に利用できる校舎の中央にスロープを配置



中庭に沿って配置されたスロープ

## 当事者参画の実践例（2）

### ②事後的な評価を行った実践例

（熊本県熊本市）

- ・新設した学校施設について、障害者団体がバリアフリー化の状況について、調査を実施。
- ・調査において付された意見については、標準仕様に観点を追加し、今後の整備に反映。



教育委員会と障害者団体との意見交換



障害者団体による校内調査

（東京都北区）

- ・長寿命化改修においてバリアフリー化を行った学校について、車いす使用者による事後的な評価を実施。
- ・当該評価により得た意見については、今後の学校施設の整備に反映。

### ③教育活動も兼ねた実践例

（横浜国立大学教育学部附属横浜小・中学校）

- ・横浜国立大学の附属学校である横浜小学校・横浜中学校施設改修の基本設計を検討するに当たり、インクルーシブ教育を推進するD&I 教育研究実践センターとの協力によりワークショップを実施。
- ・ワークショップでは、障害の有無に関わらず誰もが過ごしやすい学校について児童生徒に考えてもらい、最後はポスターセッション形式で発表。
- ・学校を歩き回って不便なところを見つけたり、車いすを使用している教員に参加してもらった。
- ・児童生徒に、肢体不自由以外の障害についても理解を深めてもらうため、障害当事者へのインタビュー動画を作成し、視聴を実施。



ワークショップの様子



段差解消の事例(左:解消前、右:解消後)

# 当事者参画の実践例（3）

## ④地域住民等も参画した学校づくりの実践例 (秋田県五城目町)

- ・PTAが主体となって始まったワークショップをきっかけに教育委員会が対話の場を数多く主催し、町全体に発信(ファシリテーターとして地域おこし協力隊を起用)。
- ・そこから生まれた建築コンセプト「越える学校」を合言葉に学校づくりを進め、さらには新しい小学校と周辺エリアを拠点とした世代を越えた学びの活動へと継承



## (北海道中頓別町)

- ・子どもから大人まで学びつづけることができる学びの拠点を目指し、構想・計画の段階から住民参加型で検討(障害当事者も参加)
- ・コミュニティデザイン的手法を活用して町民と協働して事業を推進するため、基本計画～基本設計を検討する段階で、様々な形でのワークショップを実施



# 学校施設のバリアフリー化ガイドブック（仮称）①

- ・学校施設の設計におけるバリアフリー化のポイントについて、建物の各部ごとに[新築・改築]、[大規模改修]、[単独改修]などの整備のフェーズも加味して、必要な対策等を整理
- ・参考寸法などの設計に必要な情報に加えて、対策費用の規模感や先進的な整備事例、設備設置事例なども併せて整理
- ・計画的にバリアフリー化を進めている自治体の整備計画・取組事例、学校整備における当事者参画の考え方・実施方法・先行事例取等を整理し、計画策定や当事者参画の実施のポイントも整理

## <校舎のバリアフリー化のイメージ>

### ①垂直動線の確保

- ・整備フェーズ毎のエレベーター整備の方法
  - 新築・改築時のエレベーター設置（位置、サイズ等）
  - 大規模改修のエレベーターの設置方法（エレベーターシャフトの整備等）
  - 単独改修時の効率的なエレベーター棟の増築方法、設備整備による対応（バリアフリー基準に適合した段差解消機の設置等）
- ・災害発生時の複数動線確保
  - スロープの設置
  - 避難設備（リフト）の設置

### ②建物内のバリアフリー

- ・車いす使用等を想定した通路幅等の確保・段差解消
- ・バリアフリートイレの設置
- ・車いす利用者だけでなく、視覚障害・聴覚障害・知的障害・発達障害等の各種障害特性に応じた設え（音響・色彩・サイン等の計画）
- ・補聴システム等の各種設備や人的支援等の活用・連携

### ③屋外のバリアフリー

- ・建物入口までの段差解消
- ・災害時に備えた複数のバリアフリー化された動線を確保
- ・各棟間のバリアフリー化
- ・災害用トイレのバリアフリー化

※整備フェーズ（新築・改築、大規模改修、単独改修）の各場面を想定した効果的・効果的な整備を提示

※体育館やその他個別に対策が必要な諸室についても同様に整理

# 学校施設のバリアフリー化ガイドブック（仮称）②

## 利用しやすいエレベーター

車いす使用者の利用に配慮した位置に鏡を設置することも考えられる。

エレベーターの間口、かごの形状・大きさ、操作盤の位置、手すり等は、障害のある児童生徒等の利用を配慮して設置することが重要である。

視覚障害者の利用に配慮して、エレベーター乗降ロビーの押しボタンやかご内の操作盤等に、点字・浮き出し文字等の表示を行うことが有効である。

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸には、エレベーターのかごの中を見通すことができるガラス窓を設置することが望ましい。

エレベーター乗降ロビーは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保することが重要である。

※必要寸法などの情報も図示しながら整理

### <整備のポイント>

- エレベーターは、障害のある児童生徒等が利用しやすいように、主要な経路に隣接して設置し、案内表示を適切に設置することが重要。
- 障害のある児童生徒等が、休憩時間内の教室移動の際などに円滑に移動できるよう、要所にエレベーターを設置することが望ましい。

## 事例1：要配慮児童生徒等以外も日常的な利用ができるエレベーター

給食の配膳、緊急時のストレッチャー運搬等、多様な用途を想定した。車いすの対応等、要配慮児童生徒等のみのために設置するのではなく、日頃から活用することで、設置への理解が得られやすい。



東京都町田市立 町田第一中学校(令和3年)

## 事例2：上下階同じ場所にあるトイレのスペースで、エレベーター設置場所を確保

### 建築計画上配置が容易

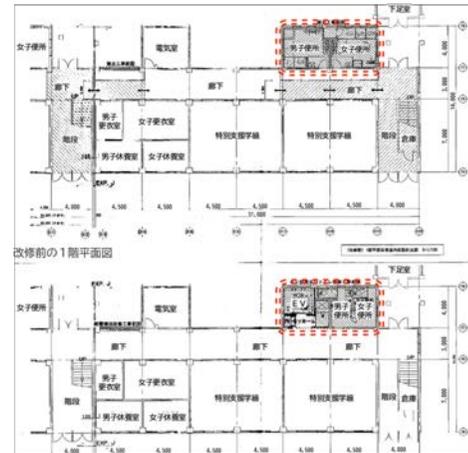
各階に同じ位置で配置された利用率の低いトイレをエレベーターに改修した。別途エレベーターシャフトを外付けする場合には、スペースの確保が容易にできる。



改修前



改修後



改修前の1階平面図

改修後の1階平面図

大阪府豊中市立 東豊中小学校(令和2年)

## 事例3：コンパクトな工場生産シャフトにより、遡及適用の要件緩和が比較的容易

プレキャストコンクリート※1によるシャフトを用い、エレベーターを設置した。

### 遡及適用の要件緩和

鉄骨造でシャフトを作る場合に比べ、エレベーターの籠(乗る部分)の大きさに比べて、シャフト面積が大きくなりすぎない。これにより、既存校舎への現行規定の遡及適用の緩和要件※2の1つである増築床面積50㎡を下回る設計などが比較的容易となる。

### 短めの工期

また、6～9か月程度の工期が、場合によって1か月程度短縮することが可能であり、工場での部材生産により、騒音の生ずる作業期間も短縮することが可能である。

### 優れた耐久性等

さらに、工場生産の為、品質管理が容易であり、鉄骨造シャフトの場合に壁材として考えうるALCパネルなどと比べても、剛性・耐火性・耐久性等に優れていると考えられる。



兵庫県明石市立 二見北小学校(平成25年11月)



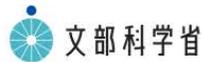
大阪府高槻市立 松原小学校(令和元年10月)

※1:プレキャストコンクリート:現場で打設するのではなく、予め工場生産する規格化されたコンクリート部材。  
 ※2:緩和要件:(参照)建築基準法第86条の7(既存の建築物に対する制限の緩和)等  
 ※3:留意点:工事コストは少し高くなる傾向。また、施工場所や搬入経路には十分な広さが必要。  
 ※4:本資料は、プレキャストコンクリートのエレベーターシャフトの施工実績のある自治体へのヒアリングをもとに作成。

# 学校施設バリアフリー化プラットフォーム（仮称）

- ・収集・整理をした事例、データ等の集約、各自治体での取組の横展開、アドバイザーの紹介・派遣、障害当事者を含めた地域全体で学校施設整備の議論を可能とするプラットフォームを構築
- ・自治体での課題等を解決するための相談窓口機能を当該プラットフォームにおいて強化
- ・バリアフリー化の必要性への理解増進や今後の取組の促進につながるイベントを企画・実施(バリアフリー化による成果、効果についてもプラットフォーム参加者から収集し、展開)
- ・相談のあった自治体でのバリアフリー化の取組のフォローアップもできる仕組みも検討

<参考:学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム>



## CO-SHA Platform ~学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム~



「新時代の学びを実現する学校施設」を目指して施設整備を行う学校設置者や、校舎を最大限活用したい教職員、整備を行う民間業者など、どなたでもご利用可能なプラットフォームです。

### CO-SHA Platform ~ co-creation(共創), sharing ideas(共有) ~

#### I 新たな学校施設づくりのアイデア集

学校施設の整備・活用事例を使いやすいコンテンツとして掲載します

全国の効果的な取組を今後も掲載増

- ✓ 事例ごとにPDFで出力可能
- ✓ ビジュアルや図面などの情報を充実
- ✓ 絞り込みにより便利なタグ機能
- ✓ 学校設置者から掲載希望の事例を募集



快適性と省エネの両立を目指した、地域の防災拠点となる長寿命化改修  
 茨城県小学校(福島県西白河郡茨城県)  
 長寿命化 省エネ化 防災 防災 防災 防災 防災 防災

#### II アドバイザーへの相談窓口

学校建築アドバイザーによる助言や派遣を行う相談窓口を設置します

各分野の専門家への相談受付中

- ✓ 学校建築のエキスパートに相談可能
- ✓ 改修実績のある実務経験者も参画
- ✓ ICTを活用した新しい学びに関する有識者なども連携して回答を提示



相談例：  
改修による柔軟で創造的な空間づくりのためのアドバイスがほしい

#### III イベント&プロジェクト支援

学校関係者の参加するワークショップやイベントの開催を行います

全国的な共創の実現に向けた取組

- ✓ 実際に取組・整備を行った教員や担当者から良かった点や今後の課題等を共有
- ✓ 既存の学校家具等を活用したレイアウト変更など学校参加型のイベントも開催



#### IV CO-SHA Slack コミュニティ

「直接対話型」のコミュニティを令和7年度から新たに設置します【新規】

施設整備に関わる全国の担当者のネットワークを構築

- ✓ 学校づくりを行っている地方公共団体の職員、附属学校をもつ公立大学法人、学識経験者、文部科学省職員等が参加可能
- ✓ 気軽に投稿、他の参加者との情報共有・共創、効率的な情報収集が可能
- ✓ 令和7年6月～募集開始予定



## 学校施設のバリアフリー化推進に関する周知動画

- ・令和6年の学校施設のバリアフリー化に関する実態調査により、バリアフリー化整備の進捗が十分でないことが明らかになった一方で、障害者団体とのやり取り等から、バリアフリー化の重要性、必要性を早くから認識し、既存学校施設のバリアフリー化について、優先的、計画的に実施している学校設置者も見られる。
- ・各地方公共団体におけるバリアフリー整備の必要度・優先度を上げることを目的に、先進的に取り組んでいる自治体担当者や、障害当事者へのインタビュー動画を作成し、地方公共団体におけるバリアフリー化の必要性への理解増進や今後の取組の促進につなげる。

### 【周知動画イメージ】

- 1本3分程度のコンパクトな動画とし、地方公共団体の視聴ハードルを下げる
- 自治体担当者が参照できるようプラットフォーム上に公開
- 動画内容(案)は以下のとおり
  - ① 自治体担当者へのインタビュー動画
    - ・ 先進的にバリアフリー整備に取り組んでいる自治体にインタビューを実施し、1～2本程度の動画を作成
    - ・ インタビュー内容
      - バリアフリー化の取組状況
      - 学校施設のバリアフリー化に対する姿勢
  - ② 障害当事者へのインタビュー動画
    - ・ 障害種別(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等)にインタビュー動画を作成
    - ・ インタビュー内容
      - 自己紹介(ご自身の障害について)
      - 学校生活で困ったこと
      - 困ったことへの解決策として、学校施設整備に求めること



(参考) 整備事例

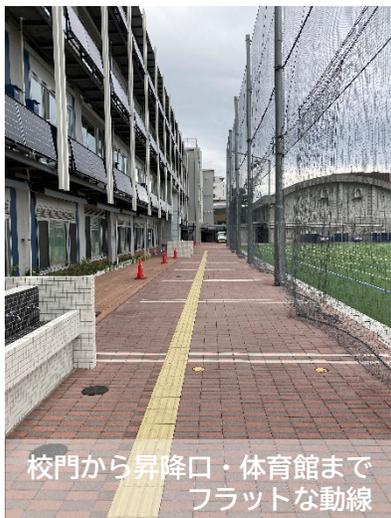
# [既存施設改修] 北区飛鳥中学校



## (整備のポイント)

- 一足製の導入により、フラットな昇降口を実現
- 空き教室や倉庫のスペースを活用し、増築せずに校舎内にエレベーターを設置
- 校門や東門（通用門）から昇降口、体育館などそれぞれのアプローチの段差を解消
- 校舎内、校舎と体育館の間の段差を解消
- 保健室を体育館わきに段差無しで計画することで、教育活動においても避難時においても一体的な運用ができるとともに、救急車の搬送などにも支障なく対応
- オストメイト用設備などを有する多機能のバリアフリートイレを校舎1階の体育館側に設置し、災害時には体育館に避難する避難者が円滑に利用可
- 2階以上の各階に男女別の車いす使用者用トイレを設置
- 災害時には避難所となることを想定し、段差無しでマンホールトイレを設置・利用できるよう計画
- 車いす使用者でも移動しやすい毛足の短い人工芝

➡ 既存校舎の全面的な改修時に合わせてバリアフリー化を推進したことにより、配慮が必要な生徒も一緒に学校生活を過ごせる環境を実現



校門から昇降口・体育館までフラットな動線



一足制を採用によるフラットな昇降口



校舎と体育館の渡り廊下の段差解消



体育館裏手の段差解消（バリアフリールート複数化）



空き教室を改修して設置したエレベーター



各階に設置された男女別の車いす使用者用トイレ

生徒数

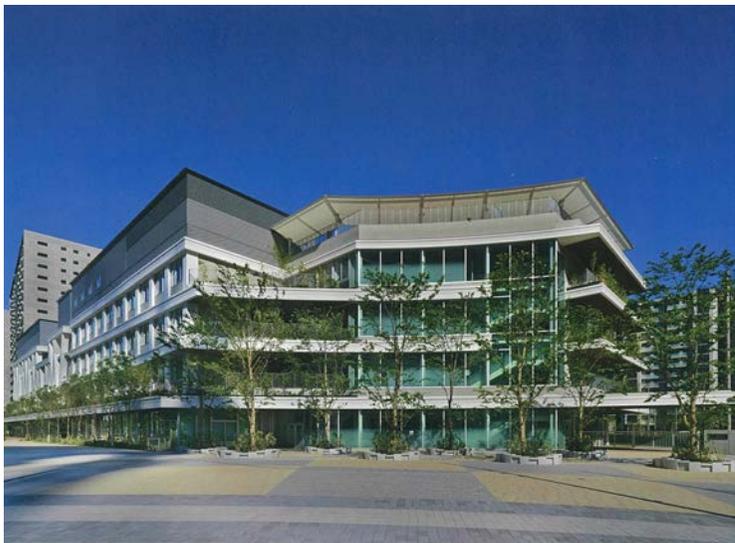
中学校 282人  
学級数 8クラス

※令和6年度時点

施設情報

RC造、一部S造、上4階建て  
延床面積：6,116.97㎡、令和4年開設

# [新築] 中央区立晴海西小学校／晴海西中学校

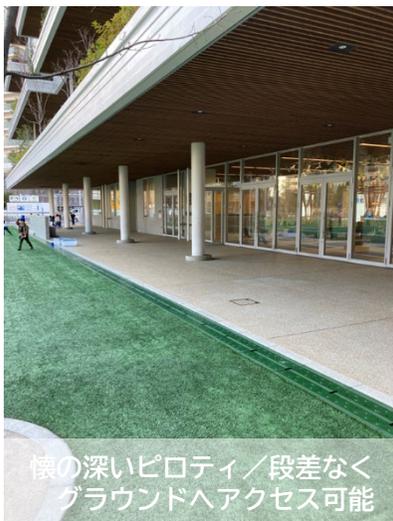


## (整備のポイント)

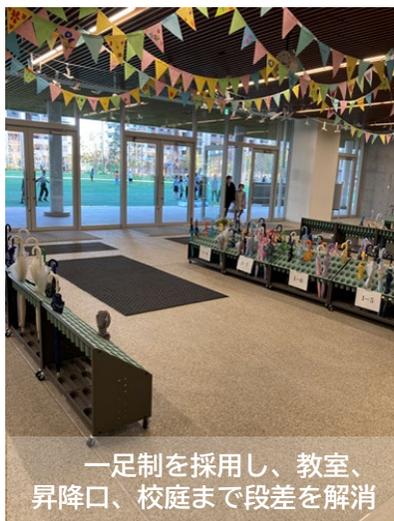
- 車いす利用者も雨風に曝されないよう、懐の深いピロティで昇降口にアプローチ
- 一足制を採用し、敷地入り口から昇降口、教室まで段差のないアプローチ
- 小学校、中学校、給食運搬用にエレベーターを合計3台整備。エレベーターは、大型の車いすでもスペースに余裕のある20人乗りのサイズを設置
- バリアフリートイレを小学校、中学校それぞれの部分の1階に整備
- バリアフリーとは別に各階のトイレには、男女それぞれに一回り大きいトイレブースを設置。車いす利用者は介助者をつけながらブースを利用
- 学校施設開放の対象となっている武道場、プールへも段差のないアプローチ
- 学校施設開放のアプローチには点字ブロックや展示案内板を設置し、視覚障害者の利用に配慮



**バリアフリー基準を満たした整備により、配慮が必要な児童も一緒に学校生活を過ごせる環境を実現**



懐の深いピロティ／段差なく  
グラウンドへアクセス可能



一足制を採用し、教室、  
昇降口、校庭まで段差を解消



スペースに余裕のある  
20人乗りのエレベーター



車いす利用者も  
円滑に移動できる廊下



バリアフリートイレ

## 児童生徒数

小学校868人、中学校228人  
学級数 27+8クラス

※令和6年度時点

## 施設情報

SRC造（一部RC造、S造）地下1階、地上5階建て  
延床25,924㎡、令和6年開校

# [小・特支併設] 神戸市立灘の浜小学校・灘さくら支援学校



## (整備のポイント)

- 同一敷地内に小学校と特別支援学校の2校を併設するために、面積効率のよい中廊下型とし、グラウンドを敷地内に確保するために上層階に屋内運動場、プール、屋上運動場を配置
- 高層化した校舎の移動を容易にするため、エレベーターを特別支援学校に4台、小学校に1台配置
- 2校の建物の2、3階で双方への移動が可能。双方の区画の周辺に交流ランチルームや多目的室などを集約し、交流活動を可能とするよう計画
- 特別支援学校には、肢体不自由児のための感覚学習室、知的障害児等のためのカーンダウン室、スヌーズレン室などの必要な諸室を整備
- 小学校においてもバリアフリートイレの各階整備、動線のバリアフリーを実施
- 高潮・津波からの避難として、屋上への避難や避難所となる小学校3階の屋内運動場にアクセスできるよう動線を確保（災害時等に備えたスロープも整備）



小学校と特別支援学校を同一敷地内で併設させることで多様な交流を可能とし、児童生徒の障害に対する理解を促進



# [小・特支併設]神戸市立灘の浜小学校・灘さくら支援学校



## 児童生徒数

※令和6年度時点

小学校519人、学級数21クラス  
特別支援学校192人 学級数46クラス

## 施設情報

RC造、小学校：地上5階、特支：地上6階  
延床面積：23,100㎡、令和3年開校

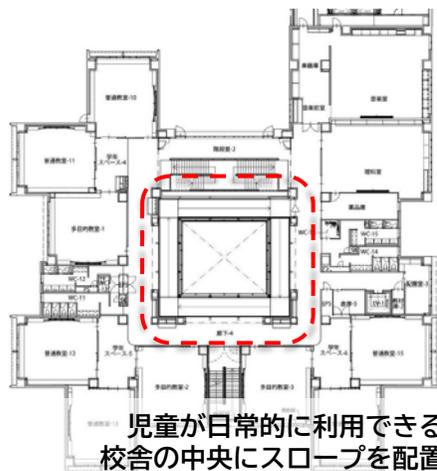
# [新築] 国立市立国立第二小学校



## (整備のポイント)

- 国立市が掲げるフルインクルーシブ教育の理念のもと、バリアフリーに配慮した学習空間を整備
- バリアフリーの検討に当たっては、障害者団体から意見を聴取し、スロープを設置するなどの当事者参画を実施。また、他の施設で障害当事者から意見があった手洗い場などのバリアフリーについても当該施設の設計の際に反映
- スロープについては、障害の有無にかかわらず、日常的に児童生徒が使用できる学校の中心に配置。
- バリアフリートイレを各階に設置。加えて、車いす使用者も使用できる広さのだけでもトイレを各階に設置
- 十分な幅のある廊下とするとともに、車いす使用者の円滑な移動に配慮して、支障物がないように配慮
- 災害や火災等の避難のために、車いすも乗り入れ可能な降下型避難器具を設置

当事者（団体）の意見反映により整備されたスロープを日常動線として設定したことなどにより、障害のある児童も、他の児童と一緒に移動・生活することを可能としている



児童が日常的に利用できる校舎の中央にスロープを配置



中庭に沿って配置されたスロープ



児童の居場所としてもスロープの隣接空間を利用

# [新築] 国立市立国立第二小学校



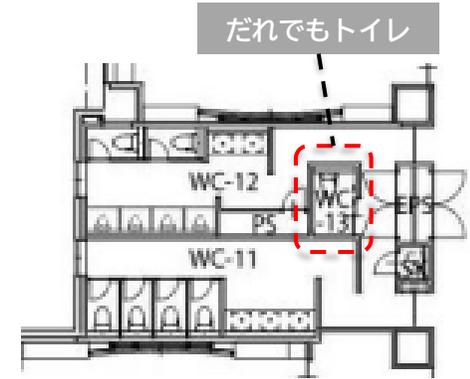
整備されたバリアフリートイレ



バリアフリートイレに  
配置された大型ベッド



男女別のトイレと併設して  
設けられただれでもトイレ



だれでもトイレ



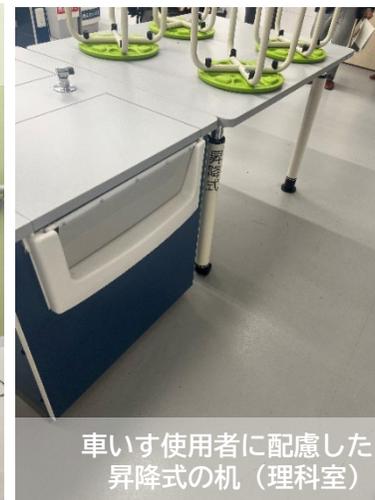
階段上端部への  
点字ブロックの敷設



来訪者受付までの誘導の  
ための点字ブロックの敷設



手洗いの足元部分の  
クリアランスの確保



車いす使用者に配慮した  
昇降式の机（理科室）



車いすに乗ったまま  
使用できる降下型避難器具

**児童数**

※令和7年度時点

小学校530人  
学級数 21クラス  
(うち特別支援学級4クラス)

**施設情報**

RC造地上3階建て  
延床8,159㎡、令和7年開設(新校舎)

# [改修] 横浜国立大学教育学部附属横浜小学校・横浜中学校 (ダイバーシティ戦略推進本部D&I教育研究実践センター)



横浜小学校

## (整備のポイント)

- 2023年3月に大学の理念を改訂する際に「多様性」という概念を追加。4月にはD&I教育研究実践センターが設立された
- インクルーシブ教育の実践を附属学校で行うこととなっており、インクルーシブ教育を実現する環境の整備として、バリアフリー化を行っている
- 横浜国立大学の附属学校である横浜小学校・横浜中学校施設改修の基本設計を進めるに当たり、D&I教育研究実践センターとの協力によりワークショップを実施
- ワークショップの取組
  - 障害の有無に関わらず誰もが過ごしやすい学校について児童生徒に考えてもらい最後はポスターセッション形式で発表
  - 児童生徒が学校を歩き回って不便なところを見つけたり、車椅子を使用している教員が参加し、児童生徒に助言
  - 児童生徒に、肢体不自由以外の障害についても理解を深めてもらうため、障害当事者へのインタビュー動画を作成し、視聴してもらった



ワークショップの様子



段差解消の事例(左:解消前、右:解消後)



バリアフリースイレ新設



教室出入口の段差解消



(左:解消前、右:解消後)

児童数

小学校618人(令和6年5月1日現在)  
学級数 18クラス

※令和6年度時点

施設情報  
(小学校)

RC造、3階建て  
延床面積(校舎) 6,672㎡、平成元年築

# [改修] 横浜国立大学教育学部附属横浜小学校・横浜中学校 (ダイバーシティ戦略推進本部D&I教育研究実践センター)



横浜中学校

## (整備のポイント)

- 児童生徒の声を活かし、横浜小学校では多目的トイレ新設、段差の解消、水道の蛇口をひねる形式からレバー形式へ変更
- 横浜中学校は廊下の途中にあった階段を解消する工事、教室の扉の間口を広げる改修、多目的トイレ新設、カームダウンスペースの整備をした

## (今後の取り組み予定等)

- 小学校は令和7年度入試からダイバーシティ推進枠(インクルーシブ)を設けた
- 配慮が必要な児童生徒については、受検段階から必要な配慮についてヒアリングを行い合格後も、保護者、学校、D&I教育研究実践センターで話し合いをもった
- EVは小中ともに未整備のため、設置の検討を進めている
- 小学校は音や視覚の刺激を低減するためのスライディングウォールの設置、中学校は、一人になれる場にもコミュニケーションの場にもなる多目的スペースの設置を進めている

➡ 学校施設のバリアフリー化を教材にし、児童生徒の障害への理解等の促進にもつなげている



ワークショップの様子



カームダウンスペース  
(中学校)



扉の改修 (左: 改修前、右: 改修後)



生徒昇降口の段差解消 (左: 解消前、右: 解消後)

生徒数

中学校定員358人  
学級数 9クラス

※令和6年度時点

施設情報  
(中学校)

RC造、3階建て  
延床面積(校舎): 5,392㎡、昭和13年築 31

# [改修] 草津市立志津小学校



## (整備のポイント)

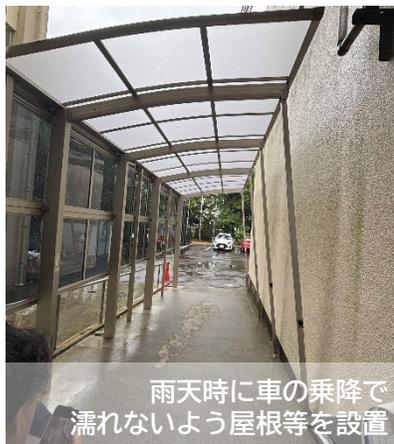
- 起伏のある土地に複数の校舎等が年代を経て増築されて整備された学校（長寿命化改修等は今後対応）
- 平成22年に校舎の増築の際にエレベーターを設置
- 支援が必要な児童は自学級（特別支援学級）と交流学級の両方に在籍し、それぞれの学級を行き来して学校生活を過ごしている（自分の意思で行動できるように支援）
- 肢体不自由の児童の入学に伴い、その児童がいる学年は、エレベーターのある棟やその隣接にある棟に配置するなどの配慮をしながら、学校を運営（学年が変わる際に教室が固定しないように、他の場所に配置し、校内で生活空間が広がるように配慮）
- バリアフリートイレについては、各階に設置。また、配慮が必要な児童生徒の状況に応じて、トイレの仕様等をその児童にあった設えに改修
- 各校舎へのアプローチにスロープを設置。また、各教室と廊下の間の段差については金属板を敷き、段差を解消
- 配慮が必要な児童の保護者からの要望を踏まえ、入学後に車寄せ部分に雨に濡れないように屋根を設置するなどの対応を実施



エレベーターやバリアフリートイレを計画的に整備したことで、障害のある児童生徒の入学の相談や受け入れについて円滑かつきめ細かに対応



- 配慮が必要な児童は、EVのある棟を中心に、自学級（支援学級）と交流学級を行き来して生活
- 進級時には、教室が固定しないよう、配置を配慮（併せて必要なバリアフリー化も実施）



児童数

※令和7年度時点

小学校 1073人  
学級数 41クラス

施設情報  
(小学校)

RC造、3階建て（一部4階建て）  
延床面積（校舎）6,572㎡、昭和46年築等